

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(土砂災害防止法)

[特定開発行為の制限] (第10条)

法の趣旨	この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的としています。
許可が必要な行為	土砂災害特別警戒区域内において、非自己用住宅（住宅宅地分譲を含む）や防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築のための開発行為（特定開発行為）は、許可が必要です。（法第10条） 計画している行為が特定開発行為であるかについては、所管する建設事務所に相談してください。
許可の必要な区域	土砂災害特別警戒区域に指定された区域 (参考 http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/newmain.html)
許可権者	知事（建設事務所長）
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> 許可基準は、特定開発行為における工事の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を講じたものであることです。 対策工事等の技術基準は、各建設事務所に設置している「特定開発行為の手引き」を参考としてください。
担当機関	本庁 土木部 河川計画課 出先 各建設事務所 総務部 行政課
手続フローチャート	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[建設事務所] B -- 許可 --> A B -- 副申 --> C[県庁] subgraph " " B C end </pre>
備考	土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建てるには、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たした構造としなくてはなりません（事前に建築確認が必要です。）